# 雇用保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備等に関する省令(新旧対照条文 目次

#### 目次

L	. 0	$\bigcirc$		$\bigcirc$	$\bigcirc$	$\bigcirc$	$\bigcirc$
七号)(抄)(第六条関係)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	、	建設労働者の雇用の改善等に関する法律施行規則(昭和五十一年労働省令第二十九号)(抄)(第五条関係)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・29	、昭和四十七年労働省令第九号)(抄)(第四条関係)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・27	失業保険法及び労働者災害補償保険法の一部を改正する法律及び労働保険の保険料の徴収等に関する法律の施行に伴う労働省令の整備等に関する省令	雇用対策法施行規則(昭和四十一年労働省令第二十三号)(抄)(第三条関係)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	職業安定法施行規則(昭和二十二年労働省令第十二号)(抄)(第二条関係) ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	雇用保険法施行規則(昭和五十年労働省令第三号)(抄)(第一条関係)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・

(傍線
部分
は改工
正部分
<u> </u>

改正案	現行
(法第十六条第一項の厚生労働省令で定める率)	(法第十六条第一項の厚生労働省令で定める率)
第二十八条の三 法第十六条第一項の厚生労働省令で定める率は、百分	第二十八条の三 法第十六条第一項の厚生労働省令で定める率は、百分
の八十から第一号に掲げる率に第二号に掲げる率を乗じて得た率を減	の八十から第一号に掲げる率に第二号に掲げる率を乗じて得た率を減
じた率とする。	じた率とする。
一 (略)	一 (略)
二 法第十七条第一項に規定する賃金日額(四千九百二十円以上一万	二 法第十七条第一項に規定する賃金日額(四千六百四十円以上一万
二千九十円以下のもの(その額が法第十八条の規定により変更され	千七百四十円以下のもの(その額が法第十八条の規定により変更さ
たときは、その変更された額)に限る。)から四千九百二十円(そ	れたときは、その変更された額)に限る。)から四千六百四十円(
の額が同条の規定により変更されたときは、その変更された額。以	その額が同条の規定により変更されたときは、その変更された額。
下この号において同じ。)を減じた額を一万二千九十円(その額が	以下この号において同じ。)を減じた額を一万千七百四十円(その
同条の規定により変更されたときは、その変更された額。)から四	額が同条の規定により変更されたときは、その変更された額。)か
千九百二十円を減じた額で除して得た率	ら四千六百四十円を減じた額で除して得た率
2 受給資格に係る離職の日において六十歳以上六十五歳未満である受	2 受給資格に係る離職の日において六十歳以上六十五歳未満である受
給資格者に対する前項の規定の適用については、同項中「第十六条第	給資格者に対する前項の規定の適用については、同項中「第十六条第
一項」とあるのは「第十六条第二項の規定により読み替えて適用する	一項」とあるのは「第十六条第二項の規定により読み替えて適用する
同条第一項」と、「減じた率」とあるのは「減じた率(当該率を法第	同条第一項」と、「減じた率」とあるのは「減じた率(当該率を法第
十七条第一項に規定する賃金日額(以下この項において「賃金日額」	十七条第一項に規定する賃金日額(以下この項において「賃金日額」
という。)に乗じて得た金額が百分の五を賃金日額に乗じて得た金額	という。)に乗じて得た金額が百分の五を賃金日額に乗じて得た金額

額」と、「一万二千九十円」とあるのは「一万八百八十円」とする。要されたときは、その変更された額。以下この項において同じ。)に更されたときは、その変更された額。以下この項において同じ。)に更されたときは、その変更された額。以下この項において同じ。)に正の分の四十を一万八百八十円(その額が法第十八条の規定により変に百分の四十を一万八百八十円(その額が法第十八条の規定により変に方分の四十を一万八百八十円(その額が法第十八条の規定により変に方分の四十を一万八百八十円(の額が法第十八条の規定により変に方分の四十を一万八百八十円(の額が法第十八条の規定により変に対している。

(最低賃金日額の算定方法)

第二十八条の五 法第十八条第三項に規定する最低賃金日額は、同条第 | (

十七号)第九条第一項に規定する地域別最低賃金の額について、一定年度の四月一日に効力を有する最低賃金法(昭和三十四年法律第百三一項及び第二項の規定により変更された自動変更対象額が適用される

の地域ごとの額を労働者の人数により加重平均して算定した額に二十

を乗じて得た額を七で除して得た額とする。

(法第二十三条第二項第二号の厚生労働省令で定める理由)

第三十六条 法第二十三条第二項第二号の厚生労働省令で定める理由は

一〜三 (略)

次のとおりとする。

四 次のいずれかに予期し得ず該当することとなつたこと。

賃金(最低賃金法第二条第三号に規定する賃金(同法第四条第三イ 離職の日の属する月以後六月のうちいずれかの月に支払われる

額」と、「一万千七百四十円」とあるのは「一万五百七十円」とする類で除して得た金額を加えた金額を超える場合は、当該金額を当該賃金日額」と、「法第十七条第一項に規定する賃金日額」とあるのは「百分の三十五」と、「法第十七条第一項に規定する賃金日額」とあるのは「百分の三十五」と、「法第十七条第一項に規定する賃金日額」とあるのは「百分の三十五額で除して得た率)」と、「百分の四十を一万五百七十円」とあるのは「一万五百七十円」とする

(新設)

(法第二十三条第二項第二号の厚生労働省令で定める理由

、次のとおりとする。 第三十六条 法第二十三条第二項第二号の厚生労働省令で定める理由

は

一~三 (略)

四次のいずれかに予期し得ず該当することとなつたこと。

賃金(最低賃金法(昭和三十四年法律第百三十七号)第二条第三イ 離職の日の属する月以後六月のうちいずれかの月に支払われる

第三十八条の三 第三十八条の二 は、 五~十一 (法第二十四条の二第 (法第二十四条の二第 第十九条の二第一号に掲げる理由により離職した者とする。 当の支給を受け終わる日までに職業に就くことができる見込みがな をした日以後、 められること。 口 に就くこと、 二十二条第 当該受給資格に係る離職後最初に公共職業安定所に求職の申込み 受給資格者が次の各号のいずれにも該当することとする。 賃金を除く。)をいう。以下この号において同じ。)の額が当該 項第一号及び第二号に掲げる賃金並びに歩合によつて支払われる 特に誠実かつ熱心に求職活動を行つているにもかかわらず 月の前六月のうちいずれかの月の賃金の額に百分の八十五を乗じ て得た額を下回ると見込まれることとなつたこと。 かつ、 (略) (略) 特に職業指導その他再就職の援助を行う必要があると認 項に規定する所定給付日数に相当する日数分の基本手 公共職業安定所長の指示した公共職業訓練等を受ける 法第二十四条の二第 法第二十四条の二第一 正当な理由がなく 項の厚生労働省令で定める基準) 項の厚生労働省令で定める者) 項の厚生労働省令で定める者は 項の厚生労働省令で定める基準 公共職業安定所の紹介する職業 法第 (新設) (新設) 五~十一 口 月の賃金の額に百分の八十五を乗じて得た額を下回ると見込まれ この号において同じ。 賃金並びに歩合によつて支払われる賃金を除く。)をいう。以下 号に規定する賃金(同法第四条第三項第一号及び第二号に掲げる ることとなったこと。 (略) (略) )の額が当該月の前六月のうちいずれ

かの

(法第二十四条の二第一項第一号の厚生労働省令で定める基準)

第三十八条の四 る基準は、 法第二十四条の二第一項第一号の厚生労働省令で定め

受給資格者が次の各号のいずれかに該当することとする。

難治性疾患を有するものであること。

する発達障害者 発達障害者支援法 (以 下 (平成十六年法律第百六十七号) 第二条に規定 「発達障害者」という。 ) であること。

三 前二号に掲げるもののほか、 障害者雇用促進法第二条第一号に

規定する障害者であること。

(法第二十四条の二第一項第三号の厚生労働省令で定める災害)

第三十八条の五 る災害は、 次のとおりとする。 法第二十四条の二第一 項第三号の厚生労働省令で定め

(新設)

で指定された災害 三十七年法律第百五十号)第二条の規定により激甚災害として政令 激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律 ( 昭 和

れた災害 災害救助法 (昭和二十二年法律第百十八号)に基づく救助が行わ

三 前号に掲げる災害に準ずる災害として職業安定局長が定める災害

(新設)

- 4 -

(法第二十四条の二第一項に規定する給付日数の延長の通知)

第三十八条の六 管轄公共職業安定所の長は、法第二十四条の二第

することとしたときは、当該受給資格者に対してその旨を知らせ一項及び第二項の規定により受給資格者に対して基本手当を支給

るとともに、必要な事項を受給資格者証に記載するものとする。

(法第三十三条第五項の厚生労働省令で定める受給期間についての調

整)

法第三十三条第三項の規定に該当する受給資格者であ

第四十八条の三

第二十四条第三項及び第四項、法第二十四条の二第四項、法第二十五つて法第二十八条第一項に規定する延長給付を受けるものに関する法

十四条第三項中「第二十条第一項及び第二項」とあるのは「第三十三条第四項並びに法第二十七条第三項の規定の適用については、法第二

条第三項」と、「これら」とあるのは「同項」と、同条第四項中「第

れら」とあるのは「同項」と、「同条第一項及び第二項」とあるのは二十条第一項及び第二項」とあるのは「第三十三条第三項」と、「こ

び法第二十七条第三項中「第二十条第一項及び第二項」とあるのは「「同条第三項」と、法第二十四条の二第四項、法第二十五条第四項及

第三十三条第三項」と、「これら」とあるのは「同項」とする。

2 (略)

(法第五十七条第四項の規定による受給期間についての調整)

(新設)

整)

(法第三十三条第五項の厚生労働省令で定める受給期間についての調

第四十八条の三 と、 とあるのは 第一 十五条第四項及び法第二十七条第三項中 とあるのは 条第三項の規定の適用については、 第二十四条第三項及び第四項、 つて法第二十八条第一項に規定する延長給付を受けるものに関する法 とあるのは とする。 項及び第二項」とあるのは 「同条第一項及び第二項」とあるのは 「第三十三条第三項」と、 「同項」と、 「第三十三条第三項」と、 法第三十三条第三項の規定に該当する受給資格者であ 同条第四項中 法第二十五条第四項並びに法第二十七 「第三十三条第三項」と、 法第二十四条第三項中 「これら」とあるのは 「第二十条第一項及び第二項 「第二十条第一 「これら」とあるのは 「同条第三項」と、 項及び第二項 「これら 「第二十条 「同項」 法第二 一同項

2 (略)

(法第五十七条第四項の規定による受給期間についての調整)

第八十五条の五 と 兀 関する法第二十四条第三項及び第四項、 であつて法第二十八条第一項に規定する延長給付を受けるものに 同 項」と、 とあるのは「第五十七条第 ついては、 一条の一 **P**条第一 「第五十七条第一 法第二十五条第四項並びに法第二十七条第三項の規定の適用に 第二十条第一 「これら」とあるのは「同項」とする。 第四項、 項及び第二項」とあるのは 同条第四項中 法第二十四条第三項中「第二十条第一項及び第二項 項及び第一 法第五十七条第 項」と、 法第二十五条第四項及び法第二十七条第三項中 「第二十条第一 項」 「これら」 項」と、 とあるのは 項の規定に該当する受給資格者 「同条第 とあるのは 項及び第二項」とあるの 「これら」とあるのは 法第二十四条の二第四 「第五十七条第 一項」 「同項」と、 と、 法第二十 項 同 は 項

2 (略)

(短期訓練受講費の支給要件)

第百条の二 受け、 条 納 該 指導により再就職の促進を図るために必要な職業に関する教育訓練を が経過した後に当該教育訓練を開始した場合に限る。 の四において同じ。 [教育訓練の受講のために支払つた費用(入学料 付する料金をい 当該教育訓練を修了した場合 短期訓練受講費は、 う<sub>。</sub> 以下 について教育訓練給付金の支給を受けていな 同じ。 受給資格者等が公共職業安定所の職業 及び受講料に限 (法第二十一条の規定による期間 (受講の開始に際 る。 において、 次条及び第百 当

> 第八十五条の五 るのは 条第 二十七条第三項の規定の適用については、 る法第二十四条第三項及び第四項、 ら」とあるのは 及び第二項」とあるのは 第二十条第一項及び第二項」とあるのは あつて法第二十八条第一項に規定する延長給付を受けるものに関 「これら」とあるのは 項」 と 項及び第一 「同項」と、 法第二十五条第四項及び法第二十七条第三項中 法第五十七条第一 「同項」とする 一項」とあるのは 「同条第一 「同項」と、 「第五十七条第一 項及び第二項」とあるのは 項の規定に該当する受給資格者で 「第五十七条第一 同条第四項中「第二十条第一項 法第二十五条第四項並びに法第 「第五十七条第一項」 項」と、 法第二十四条第三項中 項」と、 「これら」 「同条第 第二十 とあ と

2 (略)

(短期訓練受講費の支給要件

第百条の二 0 受け、 大臣の定める基準に従つて、 ために支払つた費用 指導により再就職の促進を図るために必要な職業に関する教育訓 以下同じ。)及び受講料に限る。 について教育訓練給付金の支給を受けていないときに、 当該教育訓練を修了した場合において、 短期訓練受講費は、 (入学料 支給するものとする (受講の開始に際し納付する料金をいう 受給資格者等が公共職業安定所 次条及び第百条の四において同 当該教育訓練の 厚生労働 受講 の職 練 業 0)

いときに、厚生労働大臣の定める基準に従つて、支給するものとする

(求職活動関係役務利用費の支給要件)

第百条の六 る法律 げる役務 象訓練」 職業訓練(次条及び第百条の八において「求職活動関係役務利用費対 練等若しくは職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関す 教育訓練若しくは短期訓練受講費の支給に係る教育訓練、 接等をし、 二十一条の規定による期間が経過した後に保育等サービスを利用する (平成二十三年法律第四十七号) という。)を受講するため、 (以 下 又は法第六十条の二第一項の教育訓練給付金の支給に係る 求職活動関係役務利用費は、 「保育等サービス」という。 その子に関して、 第四条第二項に規定する認定 受給資格者等が求人者との面 を利用する場合 次の各号に掲 公共職業訓 (法第

一~三 (略)

場合に限る。

に支給するものとする。

(障害者雇用促進等助成金)

第百十八条の三 (略)

事業主に対して、第二号に定める額を支給するものとする。 2 発達障害者・難治性疾患患者雇用開発助成金は、第一号に該当する

一次のいずれにも該当する事業主であること。

ある発達障害者又は難治性疾患を有するもの(身体障害者、知的イ 六十五歳未満の求職者(職場適応訓練受講求職者を除く。)で

(求職活動関係役務利用費の支給要件)

第百条の六 る法律 するものとする。 げる役務 職業訓練 象訓練」という。)を受講するため、その子に関して、 練等若しくは職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関す 教育訓練若しくは短期訓練受講費の支給に係る教育訓練、 接等をし、 (平成二十三年法律第四十七号) 第四条第二項に規定する認定 ( 以 下 (次条及び第百条の八において「求職活動関係役務利用費対 又は法第六十条の二第一項の教育訓練給付金の支給に係る 求職活動関係役務利用費は、 「保育等サービス」という。 受給資格者等が求人者との面 を利用する場合に支給 次の各号に掲 公共職業訓

一~三 (略)

(障害者雇用促進等助成金)

第百十八条の三 (略)

事業主に対して、第二号に定める額を支給するものとする。 2 発達障害者・難治性疾患患者雇用開発助成金は、第一号に該当する

次のいずれにも該当する事業主であること。

ある発達障害者支援法(平成十六年法律第百六十七号)第二条に、六十五歳未満の求職者(職場適応訓練受講求職者を除く。)で

業主であること。

まが定める標識を事務所の見やすい場所に掲示している者に限る長が定める標識を事務所の見やすい場所に掲示している者に限る長が定める標識を事務である者を除く。)を、公共職業安定所又に関する。

口~~ (略)

二 (略)

3 \ 10

(略)

(船員に関する特例)

第百四十四条の二 二項 項、 九十四条第一項及び第二項、 十七条の二第一項及び第四項、 に規定する船員 一条第一項、 第五項及び第六項、 第五十四条、 第四十三条第一 第八十一条の二第二項、 第九十八条第二項、 第二十四条第 第五十七条第一項、 ( 以 下 被保険者又は被保険者であつた者が法第六条第五号 項、 第七十六条第一 第四十七条第一項及び第二項、 「船員」という。)である場合においては、 第九十九条第一 項、 第九十五条、 第八十二条の二、第八十四条第一項 第十七条の三、第十七条の四、 第三十二条、 第七十五条第一項から第三項まで 項及び第二項、 第九十六条、第九十七条第 項、 第三十八条の三第二号 第百条の二、第百三十 第五十条第三項 第八十一条第二 第二十 第 第 第

> 長が定める条件に同意し、 見やすい場所に掲示している者に限る。 障害者・難治性疾患患者雇用開発助成金の支給に関し職業安定局 る者を除く。 疾患を有するもの 規定する発達障害者 て雇用する労働者として雇い入れる事業主であること。 を、 (身体障害者、 公共職業安定所又は職業紹介事業者等 (以 下 職業安定局長が定める標識を事 「発達障害者」という。 知的障害者又は精神障害者であ の紹介により、 又は難治性 継続 務所 (発達

口~~ (略)

3~10 (略)

(船員に関する特例)

項、 項、 七十六条第一 十七条の二第一項及び第四項、 四十七条第一 条第一項、 に規定する船員 百四十四条の二 一条第一 第九十九条第一 第九十五条、 第八十二条の二、第八十四条第一項、 項、 第七十五条第一項から第三項まで、 項及び第二項、 項及び第二項、 第二十四条第一項、第三十二条、 (以下「船員」という。) である場合においては、 被保険者又は被保険者であつた者が法第六条第五号 項、 第九十六条、第九十七条第二項、 第百条の二、第百三十条並びに附則第二十条中 第五十条第三項、 第八十一条第二項、 第十七条の三、 第九十四条第一 第十七条の四、 第四十三条第 第五項及び第六項 第五十四条、 第八十一条の二 第九十八条第二項 項及び第二 第 五 第一 項、 十七 十 第 第 第

労働 第一 長」 び 項、 二十二条第 運 掲げる事務についてその対象となる者の住所又は居所を管轄する地方 共職業安定所又は地方運 輸 条並びに附則第二十条中 九 六条第一項、 所 は 交通大臣に協議して指定する運輸支局及び地方運輸局 運輸局、 に厚生労働大臣が国土交通大臣に協議して指定する運輸支局及び む。 する運輸支局及び地方運輸局 輸局 の長」 条第一項及び第二項 運輸支局の事務所を含む。 局 第四十一条、 項、 又は 第三十一条の三第 |大臣が国土交通大臣に協議して指定する運輸支局及び地方運輸局 輸監理部又は運輸支局の事務所を含む。 (運 の長」、 項、 -条第| ( 以 下 とあるのは 第二十九条、 運輸監理部又は運輸支局の事務所を含む。 輸監理部 「公共職業安定所」とあるのは「公共職業安定所又は地方運 第四 項、 第二十七条第一項、 項及び第二項、 「管轄地方 第四十二条、 十五条第 「公共職業安定所長又は地方運輸局 第二十一条第 並びに厚生労働大臣が国土交通大臣に協議して指定 「管轄公共職業安定所又は第一条第五項第一号に 第三十条、 一項及び第三項、 量輸局 第五十条第一 運輸局」 「公共職業安定所の長」、 項 ) 」 と、 (及び第一 第四十三条第二項、 第二十三条、 (運輸監理部並びに厚生労働大臣が国土 運輸監理部又は運輸支局の事務所を含 という。 第二十八条第一項、 項、 第三十一 項、 項、 第十八条中 第三 第三十八条、 項、 第二十五条第一項、 条第一項、 第三項及び第四項 第四十六条第 (運輸監理部並びに厚生 の長」と、 第四項及び第六項 第四十四条第二項及 「管轄公共職業安定 「公共職業安定所 (運輸監理部並び の長」又は 第三十八条の六 第六項及び第七 第二十八条の二 運輸監理部又 第十九 項 第二十 第五十 第四 地方 条、 公公 第 +

三十条、 輸局 第 項、 輸局、 第三項及び第四項、 項及び第三項、 局の事務所を含む。 に協議して指定する運輸支局及び地方運輸局 運輸局」という。 轄公共職業安定所又は第一条第五項第一号に掲げる事務についてその む。 する運輸支局及び地方運輸局 業安定所長又は地方運輸局 厚生労働大臣が国土交通大臣に協議して指定する運輸支局及び 第四十六条第 対象となる者の住所又は居所を管轄する地方運輸局 運輸支局の事務所を含む。 通大臣に協議して指定する運輸支局及び地方運輸局 所」とあるのは 「公共職業安定所の長」 項、 条第一 \_ 項、 第一 (運輸監理部並びに厚生労働大臣が国土交通大臣に協議して 第四十四条第二項及び第三項 運輸監理部又は運輸支局の事務所を含む。 一十三条、 と、 項、 第三十一 第二十八条第一項、 第三 第十八条中 第三十八条、 項、 「公共職業安定所又は地方運輸局 項、 条第一項、 第二十五条第一 第五十四条第一項及び第三項、 第四十九 (運輸監理部並びに厚生労働大臣が国土交通 の長」と、 第四項及び第六項 「管轄公共職業安定所の長」とあるの (運輸監理部並びに厚生労働大臣 「公共職業安定所長」 の長」又は 条第 第四十一条、 第六項及び第七項、 第二十八条の二第 運輸監理部又は 項、 第十九条、 項及び第二項 第二十六条第一 第四十五条第 「公共職業安定所又は 第四十二条、 第二十二条第 第二十条第一 運 運輸支局の事務所を含 一 項、 又は 第三十 輸監理部又は運輸支 (運輸監理部 第六十一条第二項 の長」、 第五十条第 以下 項、 項及び第一 第二十九条、 運輸監理 「公共職 第四十三条第 二項、 条の三 項及び 第 「管轄 が国 「公共職 第二十 業安定 地 は 部 地 並 -七条 第二 大臣 方運 文は 上交 項 第 地 指 方 管 第 方 運

第三項 する運 第一 む。 条、 二条の五第一 輸 安定所の長が」とあるの に協 監理部又は運輸支局の事務所を含む。 轄 轄公共職業安定所」又は 条、 兀 量 局 又は管轄地方運 臣 七条第二項、 カコ + の事 一が国 ?ら第 条第 局 公共職業安定所又は管轄地方運輸局 应 項 第八十三条の 雇用変動の届出がされたため離職した者」とあるのは 第八十六条、 条 法 議して指定する運輸支局及び地方運輸 (運輸監理部並びに厚生労働大臣が国土交通大臣に協議して指定 [律第百] 第三十四条第二号中 務所を含む。 五項まで、 輸支局及び 土交通大臣に協議して指定する運輸支局 及び第四 長が」と、 第百条の五 第六十五条の四、 項 、及び第三項、 項、 第九十九条第一 輸局 項 第九十二条第一項及び第二項、 四 第八十二条の六、 第八十一条第三項、 地 二号) 第三十 方運 第七十八条第一 (運輸監理部並びに厚生労働大臣が国土交通大臣 0) 第百条の八第一 第八十三条の五、 第 長 第六十一条第二項、 輸 は 「管轄公共職業安定所の長」 第六十八条、 局 一十七条第 「事業所において、 「管轄公共職業安定所若しくは管轄地方運 条の二中 ۲, 項から第三項まで、 運輸監理部 第二十八条第 第八十二条の七第一項、 項及び第二項、 \_ 項並びに附則第二十三条中 第八十一条の二第三項、 「六十歳」 (運輸監理部並びに厚生労働大 第七十条第二項、 項の 第八十四条第一 又は 又は 局 規 第六十三条第一 雇用対策法 定による離職 運輸支局の事務所を含 運輸監理部又は運輸支 及び地方運輸局 「管轄公共職業安定所 とあるのは 第百条、 第九十三条、 項 第七十九条第 中 とあるのは 「管轄公共 項、 第七十六条 第百条の 二項、 「船舶所有 (昭 第八十三 に係 第八十五 「五十歳 第九十 第八十 和四十 第六 (職業 る大 運 管 管 項 匹 輸

二項、 者」 二条の七第一 条 第 又は まで、 て、 十歳」 局、 第一 七十条第二項、  $\mathcal{O}$ 又は運輸支局 土交通大臣に協議して指定する運輸支局及び地方運輸局 安定所若しくは管轄地方運輸局 生労働大臣が国土交通大臣に協議して指定する運輸支局及び 支局及び地方運輸局 輸監理部並びに厚生労働大臣が国土交通大臣に協 定所の長」とあるのは びに附則第二十三条中 八十四条第一 十一条の二第三項、 規定に 第六十三条第二項、 項、 とあるのは 雇用対策法 運輸監理部又は運輸支局の事務所を含む。 「管轄公共職業安定所又は管轄地方運輸局 とあるのは 項 中 第百条、 第九十三条、 よる離び 第七十九条第一項から第五項まで、 「管轄公共職業安定所の長が」とあるの 項、 項、 の事務所を含む。 第七十六条第三項及び第四項、 第百条の四第一項、 職に係る大量の 「船舶所有者の都合により離職する被保険者の数が (昭 第八十三条、 第八十五条、 「五十歳」 第九十七条第二項、 第八十二条の五第 (和四十一年法律第百三十二号) 運輸監理部又は運輸支局 第六十四条、 「管轄公共職業安定所又は管轄地方運輸 「管轄公共職業安定所」 と 雇 第八十六条、 第八十三条の四、 (運輸監理部並びに厚生労働大臣 用変動 第三十四条第 の長が」と、 第百条の五、 第六十五条の 項、 第九十九条第一項から第三 0 届 第九十二条第一 第八十二条の六、 出 第八十一条第三 IIがされ、 第三十 又は 第七十八条第一 の事務所を含む。 二号中 (運輸監理部並 の長」 第百条の八第 第八十三条の 四 議して指定する 第一 は 「管轄公共職 たたため 第六十八 一十七条第 「事業所に 「管轄公共 条の一 運輸監 第 項 項、 離 地 一項及び 力運輸 第八十 反び 職 び 局 Ŧī. が国 に厚 運輸 項並 職 お 理 (運 項 第 第 第 八 八

る労働は 又は 第七十五条第四項中 ŋ 度等に関する基準 で 0 学校就学の は ŋ 者 員 は  $\mathcal{O}$ 休業法第十八条第一項の要介護状態にある対象家族を介護する労働者 十 に 土交通大臣に協議して指定する運輸支局及び地方運輸局 公共職業安定所又は地方 あ となったことにより -四号) るの 行われた休業」 あつて同項にお 乗船すべき場所の変更」 離 の都合により 11 と 船員法第六十四条の二第 一曲は、 同条第十 ず ず 職 運 時間 れにも該当しないものである場合にあつては同項)」とあるの した者」と、 輸支局の事務所を含む。 は れにも該当しないものである場合にあつては同項、 同条第五号イ中 (当該受給資格者が、 解職 始期に達するまでの子を養育する労働者であつて同項 0 被保険者が乗船する船舶の国籍喪失に伴 備船 - 号中 延長の限度等に関する基準 したため 離職する被保険者の数 とあるの いて 事 伞 同条第四号中 解職した者」 「公共職業安定所長が」とあるのは とい 成 ·業所において使用者の責めに帰すべき事由 '準用する育児・ 運 離 <u>二</u> 「労働基準法第三十六条第一項の協定で定め と 輸局 う。 は 職した者その 項の協定で定める労働時間の延長の 船員法第二条第二項に規定する予備 年国土交通省告示第二百. 第三十五条中 育児・介護休業法第十七条第 (運輸監理部並びに厚生労働大臣が と であ 0) 「事業所の移転」 長が認めるものが生じたことによ る期 介護休業法第十七条第一 が 離 他 (平成十年労働省告示第百五 月以内の期間に三十人以上 間 これらに準ずる理由として 職したため離職した者」と 理 休 日 由 を除 とあるのは は、 い離職したこと又 九十四日 「公共職業安 育児・ とあるの 運 輸監理部 項 項 号 「船舶 介護 ٤, によ 各号 各号 0) \_ 限 小 は 国

条第1 平成十年労働省告示第百五十四号) 喪失に伴い離職したこと又は」 これらに準ずる理由として公共職業安定所又は 間 十六条第一 中 8 び 職したため離職した者」とあるのは 月以内の期間に三十人以上となつたことにより離 0 省告示第一 定める労働時間の あつては同項) 休業法第十七条第一 対象家族を介護する労働者であつて同項において準用する育児・ あつては同項、 る労働者であつて同項各号のいずれにも該当しない 休業法第十七条第一項の小学校就学の始期に達するまでの子を養育す 0 部並びに厚生労働大臣が国土交通大臣に協議して指定する運 いるもの とあるのは 移転」 責めに帰すべ 地方運輸局、 休 「理由は、 一項に規定する予備船員 日 とあるのは を除 が生じたことにより 百 項の協定で定める労働時間の延長の限度等に関する基 」とあるのは 九 「公共職業安定所長若しくは地方運輸局 」とあるのは き事由により行われ 運輸監理部又は運輸支局の事務所を含む。 育児・介護休業法第十八条第 + 延長の限度等に関する基準 厄 号) 項各号のい 「船舶 Ł, \_ ۲, 第七十五 に乗船すべき場所の変更」と、 「理由は、 離職した者」と、 (以 下 「船員法第六十四 ずれにも該当し ٤, 同 条第十号中 同 条第四項 た休業」 「予備船員\_ 「離職し (当該受給資格者が、 被保険者が乗船する船 条第五号イ中 单 とあるのは たため離職し 事 (平成) 項 |条の| ないものである場 同 地 「公共職業安定 という。 業所におい の要介護状態に 条第四号中 方 職した者」 ものである場 運 <u>二</u> 「労働基準 第 輸 (運輸監理部 ·一年国 局 船員法 項の協定で 育児・ 第三十五 た者そ 運 と である期 7 舶 0) 輸支局 事 土交通 長が認 所 使 法 0 輸 第一 用者 ある 一合に 長が 一合に 介護 業所 第 玉 他 離 並 籍 条 及 理

方運輸! に協 長」 項に規定する無料 項 + 方運輸局 び 運 公共職業安定所の」とあるのは は 局 若しくは地方運輸 輸監理部又は運輸支局の事務所を含む。 大臣が国土交通大臣に協議して指定する運輸支局及び地方運輸局 公共職業安定所若しくは管轄地方運輸局 びに厚生労働大臣が国土交通大臣に協議して指定する運輸支局及び 運 通 定所長若しくは (運 とあるのは に厚生労働 輸支局及び 及び第二項 輸支局 大臣に協議して指定する運輸支局及び地方運輸局 の事務所を含む。 「又は船員職業安定法 とあるのは 条の二第 輸監理部並びに厚生労働大臣が国土交通大臣に協議して指定する 議して指定する運輸支局及び地方運輸 と、 局 の事 第八十六条及び第九十五 運 運 大臣 地 中 !輸監理部又は運輸支局の事務所を含む。 務所を含む。 輸監理部又は運輸支局の事務所を含む。 「公共職業安定所長若しくは地方運輸局 方運 項中 地方運 「公共 「公共職業安定所若しくは地方運輸局 -船員 が 国 局 輸 「公共職業安定所の長又は管轄公共職業安定所の 又は 逆輸局 l土交通· (職業紹介事業者をいう。 運 、職業安定所又は」とあるのは 局 輸監理部並びに厚生労働大臣が国土交通大臣 (昭和二十三年法律第百三十号) 第六条第四 運 (運 と 輸監理 の長が」 大臣に協 輸監理部並びに厚生労働大臣が国土交 「公共職業安定所若しくは地方運輸局 同条第一 条第一 部 と 議 又は運輸支局 して指定する運 (運輸監理部並びに厚生労働 の長」 項中 項中 第八 局、 ے کر + 運輸監理部又は 「公共職業安定所長の 「をいう。 と 条第一 の事務所を含む。 「公共職業安定所 )の長の」と、 第八十二条第 第八十六条中 運輸監理部又は (運輸監理部並 (運輸監理部並 の長又は管轄 |輸支局及び 項及び第八 とあるの 運輸支 地 運 地  $\neg$ 

う。 項中 所を含む。 項 律第百三十号) 局、 あるのは て指定する運輸支局 第八十一 びに厚生労働大臣が国土交通大臣に協議して指定する運輸支局及び て指定する運輸支局 地方運輸局 運輸支局の事務所を含む。 通大臣に協議して指定する運輸支局及び地方運輸局 安定所若しくは地方運輸局 生労働大臣が国土交通大臣に協議して指定する運輸支局及び地  $\mathcal{O}$ 輸支局及び 運輸監理部 所を含む。 地方運輸局 又は管轄公共職業安定所の長」 方運輸局、 单 長 \_ 運輸監理部又は運輸支局の事務所を含む。 「公共職業安定所長の」 「をいう。 ۲, と、 条第一 「公共職業安定所若しくは地方運輸局 第八十六条中 第八十二条第一 運輸監理部又は運輸支局の事務所を含む。 地方運輸局 並びに厚生労働大臣が国土交通大臣に協議して指定する運 (運輸監理部並びに厚生労働大臣が国土交通大臣に協 (運輸監理部並びに厚生労働大臣が国 の長の」と、 の長又は管轄公共職業安定所若しくは管轄地方運 第六条第四項に規定する無料船員職業紹介事業者 」とあるのは 項 及び第八十一 及び 及び地方運輸局、 地方運輸 運輸監理部 「公共職業安定 項及び第一 第九十五条第一項中 (運輸監理部並びに厚生労働大臣が国 <u>の</u> とあるのは 「又は船員職業安定法 とあるのは 条の二第一 と 局 又は運輸支局 一項中 第八十六条及び第九十五 運輸監理 運 輸監理 所 「公共職業安定所長若 0 項 「公共職業安定所又は」 「公共職業安定所若 中 とあるの 部又は運輸支局 部 「公共職業安定 又は」 (運輸監理部並 で又は運 土交通大臣に協 の事務所を含む 公共職業安定所」 (昭和) 運輸監理 逆輸支局 と の長が」 は 「公共 十三 同 しくは 部 方 び 0 所 一年法 文は |土交 に厚 の長 職 事 第 を 第 運 事 務 地

する。 労働基準法 輸支局の事務所を含む。 第九十五条第一 は第二項」 大臣に協議して指定する運輸支局及び地方運輸局、 定所若しくは地方運輸局 とあるのは (昭和二十二年法律第四十九号) 項 中 ) 」 と、 「船員法第八十七条第一項若しくは第二項」と 公共職業安定所」とあるのは (運輸監理部並びに厚生労働大臣が国土交通 第百一条の十一第一 第六十五条第一項若しく 運輸監理部又は運 項第三号ハ中 公共職業安

2

(略)

附 則

(特定求職者

雇用開発助成金に関する暫定措置

第十五条の五 とする 定するものの ほか、 第百十条の特定求職者雇用開発助成金として、 当分の間 被災者雇用開発助成金を支給するもの 同条に規

2 号及び第三号に定める額を支給するものとする。 被災者雇用開発助成金は、 第 号に該当する事業主に対して、 第

次のいずれにも該当する事業主であること。

イ 平洋沖地震及びこれに伴う原子力発電所の事故による災害をいう 災害救助法が適用された市町 ものを除く。 以下同じ。 東日本大震災 以下同じ。 の発生時に、 (平成二十三年三月十一日に発生した東北 )に居住していた六十五歳未満の求職者 特定被災区域 村の区域であつて、 (東日本大震災に際し 東京都に属する 地方太

> 運輸局、 とあるのは 第 に厚生労働大臣が国土交通大臣に協議して指定する運輸支局及び地方 + 第六十五条第一項若しくは第二項」とあるのは 項若しくは第二項」とする 第一 運輸監理部又は運輸支局の事務所を含む。 項第三号ハ中 公共職業安定所若しくは地方運輸局 「労働基準法 (昭和二十二年法律第四 「船員法第八十七条 (運輸監理部 と 第百 九号 並び 条

(略)

2

附 則

第十五条の五 定するもののほか、 第百十条の特定求職者雇用開発助成金として、 当分の間、 被災者雇用開発助成金を支給するもの 同 一条に規

(特定求職者雇用開発助成金に関する暫定措置

2 号及び第三号に定める額を支給するものとする。 被災者雇用開発助 成金は、 第一 号に該当する事業主に対して、 第二

とする。

次のいずれにも該当する事業主であること。

イ 災害救助 平洋沖地震及びこれに伴う原子力発電所の事故による災害をいう の区域であつて、 以下同じ。 東日本大震災 法 昭 の発生時に、 和 (平成二十三年三月十一日に発生した東北 東京都に属するものを除く。  $\pm$ 年 ·法律第百十八号) 特定被災区域 (東日本大震災に際 が 以下同じ。)に居 適用された市 地方太 町村

ľ を、 以上雇用されることが見込まれる者に限る。)として雇い入れる において同じ。 識を事務所の見やすい場所に掲示している者に限る。 臣が国土交通大臣に協議して指定する運輸支局及び地方運輸局 者を除き、 し職業安定局長が定める条件に同意し、 運輸監理部又は運輸支局の事務所を含む。 くされた六十五歳未満の求職者 被災区域において就業をしており、 1) 又は (第百十条第二項第一号イの職場適応訓練受講求職者を除き、 公共職業安定所、 又は職業紹介事業者等 (2) のいずれかに該当する求職者に限る。 (1) 又は の紹介により、 地方運輸局 2 のいずれかに該当する者に限る。 (被災者雇用開発助成金の支給に関 (同号イの職場適応訓練受講求職 継続して雇用する労働者 (運輸監理部並びに厚生労働大 当該震災により離職を余儀な 職業安定局長が定める標 以下このイにおいて同 )又は特定 以下このイ (二年

(1)·(2)(略)

事業主であること。

口~ホ (略)

3~5 (略)二・三 (略)

(法附則第四条の厚生労働省令で定める者)

一号に掲げる理由により離職した者とする。第十八条 法附則第四条の厚生労働省令で定める者は、第十九条の二第

(削る)

同意し、 場適応訓練受講求職者を除き、 る者に限る。 被災者雇用開発助成金の支給に関し職業安定局長が定める条件に 所を含む。 定する運輸支局及び地方運輸局、 いずれかに該当する者に限る。) 当する求職者に限る。 住していた六十五歳未満の求職者(第百十条第二項第 示している者に限る。 局 (同号イの職場適応訓練受講求職者を除き、 継続して雇用する労働者 (運輸監理部並びに厚生労働大臣が国土交通大臣に協議して指 当該震災により離職を余儀なくされた六十五歳未満の求職者 職業安定局長が定める標識を事務所の見やすい場所に掲 以下このイにおいて同じ。 として雇い入れる事業主であること。 )又は特定被災区域において就業をしてお 以下このイにおいて同じ。 (一年以上雇用されることが見込まれ (1) 又は を、公共職業安定所、 運輸監理部又は運輸支局の事務 )又は職業紹介事業者等  $\widehat{2}$  $\widehat{1}$ のいず 又 は の紹介により 号イ 地方運輸 れかに該  $\widehat{2}$ -の 職 0)

(1) · (2) (略)

二•三 (略)

ロ〜ホ

(略)

3~5 (略)

、法附則第四条の厚生労働省令で定める者

| る。 | 第十八条 法附則第四条の厚生労働省令で定める者は、次のとおりとす

第十九条の二第

一号に掲げる理由により離職した者

- 14 -

(削る)

第十九条

(略)

(法附則第五条第一項の厚生労働省令で定める者)

第二十条 削除

> 基本手当の支給を受けることができる資格を有することとなる者に 第二項の規定により読み替えて適用される同条第 第十九条の二第二号に掲げる理由により離職した者 一項の規定により (法第十三条

限る。)

(法附則第五条第一項の厚生労働省令で定める者)

第十九条 法附則第五条第一項の厚生労働省令で定める者は、 第十九条

の二第一号に掲げる理由により離職した者とする。

(法附則第五条第一項第一号の厚生労働省令で定める基準)

第二十条 受給資格者が次の各号のいずれにも該当することとする。 法附則第五条第一項第一号の厚生労働省令で定める基準は、

法附則第五条第一項第一号イに掲げる者にあつては、 安定した職

業に就いた経験が少なく 特に誠実かつ熱心に求職活動を行つているにもかかわらず、 離職又は転職を繰り返していること。

当の支給を受け終わる日までに職業に就くことができる見込みがな 二十二条第一項に規定する所定給付日数に相当する日数分の基本手 められること。 かつ、特に職業指導その他再就職の援助を行う必要があると認 法第

こと及び公共職業安定所が行う再就職を指導するために必要な職業 に就くこと、 をした日以後、 当該受給資格に係る離職後最初に公共職業安定所に求職の申込み 公共職業安定所長の指示した公共職業訓練等を受ける 正当な理由がなく、 公共職業安定所の紹介する職業

## 指導を受けることを拒んだことがないこと。

(法附則第五条第一項の厚生労働省令で定める基準)

各号のいずれにも該当することとする。 常二十一条 法附則第五条第一項の厚生労働省令で定める基準は、次の

三 支給を受けた受給資格者の数を、 得た率が、 険者を除く。 保険者 給資格者の数を、 における被保険者の数を加えた数で除して得た率の平均以上である 最近一箇月におけるその地域において基本手当 (高年齢被保険者、 平成二十一年一月時点における全国における基本手当の 以下この号において同じ。 当該受給資格者の数に当該各月の末日における被 短期雇用特例被保険者及び日雇労働被保 当該受給資格者の数に同月の末日 の数を加えた数で除 の支給を受けた受 して

(法附則第五条第一項第一号ロの厚生労働省令で定める基準)

は、次の各号のいずれにも該当することとする。第二十一条 法附則第五条第一項第一号口の厚生労働省令で定める基準

こと。

こと。

四半期ごとに公表される労働力調査の直近の結果によるその地域四半期ごとに公表される労働力調査の平成二十一年一月時点の結果による全国の労働力当該労働力人口に対する最近一箇月における当該地域内に居住する状態を表現している。

係る求人の数の比率以下であること。 国の求職者の数に対する同月時点における全国に所在する事業所に係る求人の数の比率が平成二十一年一月時点における全二 最近一箇月における地域求職者の数に対するその地域内に所在す

三

こと。

こと。

こと。

こと。

こと。

こと。

こと。

兀 最近 箇月において、 その地域を管轄する公共職業安定所におい

求職登録就職者の数が最も多いものが前三号のいずれにも該当する の五十に満たない地域にあつては、 者」という。 介した職業に就いた者に限る。 て求職の登録をした者であつて就職したもの のうち、 その地域において就職した者の割合が百分 以下この号において 当該地域以外の地域であつて、 (公共職業安定所の紹 「求職登録就職

項の適用に係る法第三十三条第五項の厚生労働省

令で定める受給期間についての調整等)

(法附則第五条第

こと。

第二十二条 あるのは 三項並びに法附則第五条第三項」 十八条の三第 「並びに法第二十七条第三項」 「及び法第二十七条第三項並びに法附則第五条第三項」とす 法附則第五条第一 項及び第八十五条の五 項の規定の適用がある場合における第四 とあるのは ٢ 第 「及び法第二十七条第三項」と 項の規定の適用については 「並びに法第二十七条第

る。

(法附則第五条第 項第二号の厚生労働省令で定める基準)

ことができる見込みがなく ととする。 に相当する日数分の基本手当の支給を受け終わる日までに職業に就く ているにもかかわらず、 二十二条 附則第二十条第二号に該当し、 法附則第五条第一項第二号の厚生労働省令で定める基準は 法第二十二条第 かつ、 特に誠実かつ熱心に求職活動を行つ 次の各号のいずれかに該当するこ 項に規定する所定給付日数

- いること。 安定した職業に就いた経験が少なく 離職又は 転職を繰り 返して
- が従事していた職種を転換する等の必要があること。 産業構造、 労働市場の状況等からみて、 再就職のために、 その者
- ければ、 کی 前二号に掲げる基準のほか その者が適切な職業選択を行うことが著しく困難となるこ 公共職業安定所の職業指導を受けな

- 17 -

	p.s. 1	
十九条の二第一号に掲げる理由により離職した者とする。	第二十三条の二 法附則第十条第一項の厚生労働省令で定める者は、第	(法除則第十条第一項の厚生労働省令で定める者)
	(新設)	

$\overline{}$
傍泊
線
部
分
は
改
正
部
分
$\overline{}$

して行う無料の職業紹介事業及び同項の届出をした法人について準用すで、第二十四条の八までの規定は、法第三十三条の三第一項の届出をで、第二十四条、第二十四条の四第一項及び第三項並びに第二十四条の第二十五条の三 (略) 第二十三条第一項から第六項まっ第二十五条の三 (略) 第二十三条第一項から第六項まっ	(法第十八条の二に関する事項)  (法第十八条の二に関する事項)	改正案
して行う無料の職業紹介事業及び同項の届出をした法人について準用すで、第二十四条の八までの規定は、法第三十三条の三第一項の届出をで、第二十四条、第二十四条の四第一項及び第三項並びに第二十四条の第二十四条の (法第三十三条の三に関する事項)	(新設)	現

\ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \	る字句は、	る。この世
\ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \	それぞれ同表	。この場合において、
	の下欄に掲げる	次の表の上欄に
	それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。	次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げ
	る。	掲げ

(略)	(略)	(略)	(略)
	げる書類	該各号に定める書類	
	一号から第三号までに掲	区分に応じ、それぞれ当	
六項	第二十五条の三第三項第	次の各号に掲げる場合の	六項
第二	(略)	(略)	第二十三条第
		明書	
		のうち履歴書及び受講証	
		ては同項第二号ハの書類	
		講証明書を、個人にあつ	
	履歴書及び受講証明書	書類のうち履歴書及び受	
	六号に掲げる書類のうち	第三項第一号リに掲げる	
五項	第二十五条の三第三項第	法人にあつては第十八条	五項
第二	(略)	(略)	第二十三条第
(略)	(略)	(略)	(略)
	六号		
	第二十五条の三第三項第	第十八条第三項第一号リ	
	(略)	(略)	
	四号から第七号まで	、チ、リ及びヌ	
三項	第二十五条の三第三項第	第十八条第三項第一号卜	三項
第二	(略)	(略)	第二十三条第
(略)	(略)	(略)	(略)
1			

る字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。る。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げ

(略)			六項	第二十三条第							五項	第二十三条第	(略)					三項	第二十三条第	(略)
(略)	該各号に定める書類	区分に応じ、それぞれ当	次の各号に掲げる場合の	(略)	明書	のうち履歴書及び受講証	ては同項第二号ハの書類	講証明書を、個人にあつ	書類のうち履歴書及び受	第三項第一号リに掲げる	法人にあつては第十八条	(略)	(留)		第十八条第三項第一号リ	(略)	、チ、リ及びヌ	第十八条第三項第一号卜	(略)	(路)
(略)	げる書類	一号から第四号までに掲	第二十五条の三第三項第	(略)					履歴書及び受講証明書	七号に掲げる書類のうち	第二十五条の三第三項第	(略)	(略)	七号	第二十五条の三第三項第	(略)	五号から第八号まで	第二十五条の三第三項第	(略)	(略)

3 法第三十三条の三第二項において準用する法第三十条第三項の厚生労 3

働省令で定める書類は、次のとおりとする。

### 一•二 (略)

#### (削る)

合にあつては、次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める書三(役員が未成年者で職業紹介事業に関し営業の許可を受けていない場

#### 类

#### イ (略)

人に限る。)に係る前二号に掲げる書類又は当該役法定代理人(個営業の許可を受けていない場合にあつては、当該役員の代理人(法二号に掲げる書類(法定代理人の役員が未成年者で職業紹介に関し口 当該役員の法定代理人が法人である場合 当該法定代理に係る前

人に限る。)の住民票の写し及び履歴書を含む。

## 四~九 (略)

4 派遣元事業主等が法第三十三条の三第一項の規定による届出をすると 4 による届出をするときは、前項第一号から第三号までに掲げる書類を添付することを要しない。ただし、当該書類により証明しようとする事項が当該者に係る労働者派遣事業の許可の申請、労働者派遣法第十条第二項の規定による許可の有効期間の更新の申請、労働者派遣法第十条第二項の規定による計可の有効期間の更新の申請、労働者派遣法第十条第二項の規定による活出の際に添付した書類により証することができない場合における当該書類については、この限りでない。 4 派遣元事業主等が法第三十三条の三第一項の規定による届出をすると 4 派遣元事業主等が法第三十三条の三第一項の規定による届出をすると 4 派遣元事業主等が法第三十三条の三第一項の規定による届出をすると 4 によるによる方式を表示している。

働省令で定める書類は、次のとおりとする。 法第三十三条の三第二項において準用する法第三十条第三項の厚生労

### 一·二 (略)

## 一 役員の住民票の写し及び履歴書

合にあつては、次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める書四 役員が未成年者で職業紹介事業に関し営業の許可を受けていない場

#### 類

#### イ (略)

又は当該役法定代理人(個人に限る。)の住民票の写し及び履歴書の代理人(法人に限る。)に係る第一号から前号までに掲げる書類、業紹介に関し営業の許可を受けていない場合にあつては、当該役員の法定代理人が法人である場合 当該法定代理に係る第

## 五~十 (略)

を含む。

場合における当該書類については、この限りでない。場合における当該書類については、この限りでない。場合による届出をするときは、前項第一号から第四号までに掲げる書類を添付よる届出をするときは、前項第一号から第四号までに掲げる書類を添付当該者に係る労働者派遣事業の許可を受けようとする者が同時に同項の規定に当るによる活動のでは、当該書類により証明しようとする事項が当該者に係る労働者派遣事業の許可を受けようとする者が同時に同項の規定による届出をすると場合における当該書類については、この限りでない。

5

(略)

ことその他これに準ずる理由により当該日額によることができない者	とその他これに準ずる理由により当該日額によることができない者に
じて得た金額を日額とする。ただし、事業主に雇用されたことがない	て得た金額を日額とする。ただし、事業主に雇用されたことがないこ
一号に掲げる率に第二号に掲げる率を乗じて得た率を減じた率)を乗	号に掲げる率に第二号に掲げる率を乗じて得た率を減じた率)を乗じ
変更されたときは、その変更された額)については百分の八十から第	更されたときは、その変更された額)については百分の八十から第一
円以上一万千七百四十円以下の賃金日額(その額が同項の規定により	円以上一万二千九十円以下の賃金日額(その額が同項の規定により変
いう。)を下るときはその額とする。)に百分の五十(四千六百四十	いう。)を下るときはその額とする。)に百分の五十(四千九百二十
たときは、その変更された額。同項において「賃金日額の最低額」と	たときは、その変更された額。同項において「賃金日額の最低額」と
た賃金日額が四千六百四十円(その額が第五項の規定により変更され	た賃金日額が四千九百二十円(その額が第五項の規定により変更され
じて厚生労働省職業安定局長が定めるところによるものとし、算定し	じて厚生労働省職業安定局長が定めるところによるものとし、算定し
その算定については、雇用保険法第十七条の賃金日額の算定方法に準	その算定については、雇用保険法第十七条の賃金日額の算定方法に準
3 就職促進手当は、第一項各号のいずれかに該当する者の賃金日額(	3 就職促進手当は、第一項各号のいずれかに該当する者の賃金日額 (
2 (略)	2 (略)
一~七 (略)	一~七 (略)
ものとする。	ものとする。
という。)は、次の各号のいずれかに該当する者に対して、支給する	という。)は、次の各号のいずれかに該当する者に対して、支給する
第一条の四   法第十八条第一号に掲げる給付金(以下「就職促進手当」	第一条の四 法第十八条第一号に掲げる給付金(以下「就職促進手当」
(就職促進手当)	(就職促進手当)
現	改正案

した額)とする。 活動を行つた日については、その額に厚生労働大臣が定める額を加算生労働大臣が定める金額(その者が公共職業安定所の指示により就職係る就職促進手当の日額は、その者の居住する地域の区分に応じて厚

- 百分の三十
- て得た率

  て得た率

  て得た率

  て得た率

  て得た率

  で称たときは、その変更された額)から四千九百二十円を減じた額で除し

  されたときは、その変更された額。以下この号において同じ。)を

  されたときは、その変更された額。以下この号において同じ。)を
- 二十円を超えるときは、その額を就職促進手当の日額とする。 4 前項の規定にかかわらず、算定した就職促進手当の日額が五千八百

5

年度) う。 額をいう。 最低額及び第三項 日 V 兀 省において作成する毎月勤労統計における労働者の平均定期給与額の 厚生労働大臣は、 百分の八十から百分の五十までの率を乗ずる賃金日額の範囲となる から始まる年度 月分から翌年三月分までの各月分の合計額を十二で除して得た額を 以下この項及び第八項において同じ。 0) 以下この項及び第八項において同じ。 平均給与額を超え、 が変更されたときは、 の規定による就職促進手当の日 (この項の規定により自動変更対象額 年度 (四月一 又は下るに至つた場合においては、 日から翌年の三月三十一日までをい 直近の当該変更がされた年度の前 の平均給与額 が平成二十七年四月 額の算定に当たつて (賃金日額 (厚生労働 その 0

職活動を行つた日については、その額に厚生労働大臣が定める額を加厚生労働大臣が定める金額(その者が公共職業安定所の指示により就に係る就職促進手当の日額は、その者の居住する地域の区分に応じて

百分の三十

算した額)とする

- して得た率 
  この変更された額)から四千六百四十円を減じた額で除減じた額を一万千七百四十円 (その額が同項の規定により変更されるれたときは、その変更された額。以下この号において同じ。)を 
  されたときは、その変更された額。以下この号において同じ。)を 
  されたときは、その変更された額。以下この号において同じ。)を 
  されたときは、その変更された額。以下この号において同じ。)を 
  されたときは、その変更された額。以下この号において同じ。)を 
  されたときは、その変更された額。以下この号において同じ。)を 
  されたときは、その変更された額。以下この号において同じ。)を 
  されたときは、その変更された額。以下この号において同じ。)を 
  されたときは、その変更された額。以下この号において同じの規定により変更
- 二十円を超えるときは、その額を就職促進手当の日額とする。4 前項の規定にかかわらず、算定した就職促進手当の日額が五千八百
- 5 う。 一から始まる年度(この項の規定により自動変更対象額 いう。 四月分から翌年三月分までの各月分の合計額を十二で除して得た額 年 額をいう。 最低額及び第三項の規定による就職促進手当の日額の算定に当 省において作成する毎月勤労統計における労働者の平均定期給与 度) 厚生労働大臣は、 百分の八十から百分の五十までの率を乗ずる賃金日額 以下この項及び第八項において同じ。 以下この項及び第八項において同じ。 の平均給与額を超え、 が変更されたときは、 年度 (四月一日から翌年の三月三十一日までを 又は下るに至つた場合においては、 直近の当該変更がされた年度の前 の平均給与額 が平成二十 の範囲となる (賃金日 (厚生労働 年四 Tたつて その 月 額 額

動変更対象額を変更しなければならない。上昇し、又は低下した比率に応じて、その翌年度の八月一日以後の自

6 (略

7 前二項の規定に基づき算定された各年度の八月一日以後に適用され

者の 除して得た額とする。 を有する最低賃金法 る自動変更対象額のうち に規定する地域別最低賃金の額について、 人数により加重平均して算定した額に二十を乗じて得た額を七で (昭和三十四年法律第百三十七 以下この 最低賃金日額 項において同じ。 (当該年度の四月 定の地域ごとの額を労働 に達し 号) 第九条第 ない 日に効力 もの は 項

当該年度の八月

一日以後、

当該最低賃金日額とする。

8 当の 金 日 0) を超えるときは、 者 賃金日額の百分の八十に相当する額又は同項ただし書に規定するその の者に支給される就職促進手当の日額との合計額が第三項に規定する れ 八十二円 収 1 た額 ときは、 日 の居住する地域の区分に応じて厚生労働大臣が定める金額を超えな 入を得た場合において、 日額から控除 額を超えるときは 職促進手当の支給を受けることができる者が自己の労働によつて 額の百分の八十に相当する額又は当該厚生労働大臣が定める金額 同項において (その額が次項の規定により変更されたときは、その変更さ 就職促進手当の日額の全額を支給し、 同項の規定にかかわらず、 した残りの額を支給し、 「控除額」という。) 第 その収入の一日分に相当する額から千二百 項の規定にかかわらず、 その超過額が就職促進手当 その超過額を就職 を控除した残りの額とそ その合計額が当該賃 就職促進手当 促進手 は 7

動変更対象額を変更しなければならない。上昇し、又は低下した比率に応じて、その翌年度の八月一日以

の自

6 (略)

(新設)

れた額。 当 賃金日額の百分の八十に相当する額又は同項ただし書に規定するその 者の居住する地域の区分に応じて厚生労働大臣が定める金額を超えな 九十五円 収入を得た場合において、  $\mathcal{O}$ を超えるときは、 金日額の百分の いときは、 の者に支給される就職促進手当の日額との合計額が第三 の 日 就職促進手当の支給を受けることができる者が自己の労働によ 額を超えるときは、 日額から控除した残りの額を支給し、 同項において (その額が次項の規定により変更されたときは、 就職促進手当の日額の全額を支給し、 八十に相当する額又は当該厚生労働大臣が定める 同項の規定にかかわらず、 「控除額」という。)を控除した残りの 第 その収入の一日分に相当 項の規定にかかわらず、 その超過額 その超過額を就職促 その合計額が当該賃 「する額から千二百 就職促進 が就職促進 一項に規定する その変更さ 額とそ 手当 手当 金額 つて 進 は 手

支給しない。	支給しない。
9 厚生労働大臣は、年度の平均給与額が平成二十七年四月一日から始	8 厚生労働大臣は、年度の平均給与額が平成二十一年四月一日から始
まる年度(この項の規定により控除額が変更されたときは、直近の当	まる年度(この項の規定により控除額が変更されたときは、直近の当
該変更がされた年度の前年度)の平均給与額を超え、又は下るに至つ	該変更がされた年度の前年度)の平均給与額を超え、又は下るに至つ
た場合においては、その上昇し、又は低下した比率を基準として、そ	た場合においては、その上昇し、又は低下した比率を基準として、そ
の翌年度の八月一日以後の控除額を変更しなければならない。	の翌年度の八月一日以後の控除額を変更しなければならない。
10	9   4 (略)

0 失業保険法及び労働者災害補償保険法の一部を改正する法律及び労働保険の保険料の徴収等に関する法律の施行に伴う労働省令の整備等に関する省

(傍線部分は改正部分)

令(昭和四十七年労働省令第九号) (抄) (第四条関係)

				第十七条 (略) (一般保険料の額の算定等に関する特例)	改正案
働者について準用する。  3 徴収法施行規則第七十一条の規定は、第一項の事業に使用される労更された率)に応する部分とみなす	<ul><li>意にしている。</li><li>の率が徴収法第十二条第五項の規定により変更されたときは、その変条第一項第一号の労災保険率に応ずる部分及び同号の雇用保険率(そを、それぞれ、一の事業についての一般保険料のうち、徴収法第十二を、それぞれ、一の事業についての一般保険料のうち、徴収法第十二</li></ul>	用保険に係る保険関係に係るものについての一般保る保険関係に係るものについての一般保険料及び当に係る一般保険料の納付については、当該事業であ	険料の額を算定するものとする。関係及び雇用保険に係る保険関係ごとに別個の事業とみなして一般保以外の者を使用するものについては、当該事業を労災保険に係る保険特例被保険者及び同法第四十三条第一項に規定する日雇労働被保険者	高年齢労働者のうち雇用保険法第三十八条第一項に規定する短期雇用、雇用保険法の適用を受けない者又は徴収法第十一条の二に規定する第十七条(徴収法第三十九条第一項に規定する事業以外の事業であつて(一般保険料の額の算定等に関する特例)	現

十二条第五項」とする。 は、「附則第十一条第二項の規定により読み替えて適用する徴収法第	第二項の規定の適用については、同項中「第十二条第五項」とあるの2 平成二十九年度から平成三十一年度までの各年度における第十七条	する。 1 この省令は、徴収法の施行の日(昭和四十七年四月一日)から施行	附則
	(新設)	る。 この省令は、徴収法の施行の日(昭和四十七年四月一日)から施行す	附則

建設労働者の雇用の改善等に関する法律施行規則(昭和五十一年労働省令第二十九号)(抄)(第五条関係)

 $\bigcirc$ 

	年 海 第 三十 三 字) 第 二十 七 字 第 二 項 」 と で え	3十一年沒有第二
	トニテン・各二十二人を各二百一、ことの。	五十一 巨 上 丰
	は、「建設労働者の雇用の改善等に関する法律(昭和	む。)」とあるのは、
	十三条の二第七項及び第三十三条の三第二項において準用する場合を含	十三条の二第七項
	いては、同項中「法第三十二条の九第二項(法第三十三条第四項、第三	いては、同項中
	昭和二十二年労働省令第十二号)第十三条の二第二項の規定の適用につ	昭和二十二年労
	建設業務有料職業紹介事業に関する職業安定法施行規則((新設)	第十九条の二 建和
	規則の特例)	(職業安定法施行規則の特例)
現行	改 正 案	

(傍線部分は改正部分)

 $\bigcirc$ 東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律の厚生労働省関係規定の施行等に関する省令(平成二十三年厚生労働省令第五

-七号) 抄) (第六条関係

(傍線部分は改正部分)

第二十二条 該受給資格者に対して知らせるとともに、 者が同条第 資格者に対して、 雇用保険受給資格者証に記載するものとする。その後、 なる日数を当該受給資格者に対して知らせるとともに、 三項の規定により所定給付日数を超えて基本手当を支給されることと 定の適用がないとしたならば雇用保険法第二十四条の二第一項及び第 本手当を支給することとしたときは、 (雇用保険の基本手当の給付日数の延長の通知) 規定により当該受給資格者に対して支給されることとなる基本手当 日数のうち、 の規定による読み替え後の雇用保険法第二十四条の二第三項第 公共職業安定所長は、 一項第三号に該当すると認めるときは、 前段の規定により既に知らせた日数を除いた日数を当 雇用保険法第二十四条の二第 改 正 法第八十二条第一項に規定する受給 まず、 案 必要な事項を雇用保険受給 法第八十二条第一項の規 一項の規定に基づき基 法第八十二条第一 当該受給資格 必要な事項を 一号 第二十二条 ち、 項の規定による読み替え後の雇用保険法附則第五条第二 第 者に対して知らせるとともに、 り当該受給資格者に対して支給されることとなる基本手当の日数のう 受給資格者証に記載するものとする。その後、 当を支給することとしたときは、 資格者に対して、 を当該受給資格者に対して知らせるとともに、 定により所定給付日数を超えて基本手当を支給されることとなる日数 適用がないとしたならば雇用保険法附則第五条第 「雇用保険の基本手当の給付日数の延長の通知 項各号のいずれかに該当すると認めるときは、 前段の規定により既に知らせた日数を除いた日数を当該受給資格 公共職業安定所長は、 雇用保険法附則第五条第 現 必要な事項を雇用保険受給資格者証 まず、 法第八十二条第一 法第八十二条第一項の規定の 行 一項の規定に基づき基本手 当該受給資格者が同条 必要な事項を雇用保険 法第八十二条第一 項及び第二項の規 項に規定する受給 一項の

0)

資格者証に記載するものとする。

記載するものとする。

0

項

規定によ